

報告第 8 号

損害賠償の専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第 3 号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

平成 20 年 9 月 8 日提出

天理市長 南 佳 策

専決第10号

専 決 処 分 書

平成20年7月20日午前9時頃天理市立総合体育館で発生した施設器具の破損による打撲及び裂傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第3号の規定により、専決処分する。

平成20年8月19日

天理市長 南 佳 策

記

損害賠償額 5,260円